



WAKAMATSU  
OFFICE

# 若松税理士事務所通信

令和 6年 1月号 No.128

年末高証明書等は、早めにご準備をしましょう。

## <ごあいさつ>

明けましておめでとうございます。昨年中は大変お世話になりました。今年もより一層努力をして参りますので、変わらぬご愛顧の程よろしくお願い申し上げます。なお、インフルエンザなどの感染症も流行しております。風邪など引かれませぬようご自愛下さい。

## <確定申告のご案内>

今年も、個人の確定申告時期が近づいて参りました。なお、申告時期は2月16日～3月15日までです。通常、サラリーマンのように、1つの会社にご勤務されておられる方は、12月の年末調整により、確定申告に準じた手続きで完了致します。しかしながら、次の条件に当てはまる方は、確定申告が必要です。

- ① 給与の収入が2,000万円を超える方
- ② 給与を1か所から受けていて、各種の所得金額（給与所得・退職所得を除く）の合計額が20万円を超える方 ⇒例：土地・建物を貸している方、保険金を受け取った方、臨時の報酬を得ている方。
- ③ 給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と各種の所得金額（②と同様）の合計額が20万円を超える方
- ④ 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社からの給与の他に、貸付金の利子、店舗などの地代家賃などの支払いを受けた方

なお、事業を営んでいる方、不動産の賃貸経営をされている方、株の売買や投資信託などを行っている方は、同様に確定申告が必要となります。

また、新しくマイホームを住宅ローンで購入された場合、住宅ローン控除を受けるためには、初年度は、必ず確定申告をする必要があります。

その他、確定申告の必要がない方も、医療費が年間で一定額以上（目安は 10万円以上）を支払った方や寄附（ふるさと納税等）をされた方、株等の売買で損をされた方などは、あえて確定申告（還付申告）をされた方が、有利になる場合もございます。

そのため、各控除証明書（生命保険料、地震保険料、国民年金・年金基金、小規模共済）、領収書（医療費、寄附金）、住宅ローン控除申告書及び借入金年

## <月次・決算資料のお預りのご協力のお願い>

法人・個人の月次決算・確定申告についてのお願いです。新たな制度の導入により、資料の確認作業及び申告書作成業務の負担が増えております。月次・決算資料を弊所に提出頂く前に、再度確認にご協力をお願い致します。なお、資料の提出が遅れている場合や、不足資料・確認事項が多い場合には、顧問料や決算料の増額等をお願いする場合があります。

## <1・2月の税金関係>

- ① 11月決算の確定申告・5月決算の中間申告
- ② 源泉所得税（原則・毎月）の納付…1月10日（水）  
源泉所得税（納期の特例）の納付…1月22日（月）
- ③ 住民税の第4期分の納付…1月末日
- ④ 固定資産税の第4期分の納付…2月末日
- ⑤ 法定調書合計表、給与支払報告書、償却資産税の申告書の作成と提出…1月末日

## <若松家の出来事>

現在、長男（小5）、次男（小4）、長女（小1）、三男（年少）の父親として育児に奮闘しております。

年末に初めてのスケートに行ってきました。長女は怖がっていましたが手をつないで何とか滑ることができ、三男は一周が限界でした。

また、今年も大晦日に川棚で瓦そばを食べ、クスの森に行き、無事に年越しができました。今後も、諸先輩方には子育て等色々のご指導頂ければ幸いです。



最後までお読みいただきありがとうございます。

ご質問等ございましたら、  
電話・メール・FAXにて  
お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所  
下関市山の田中央町 4-17  
電話：083-242-1448  
FAX：083-242-1449  
E-mail：info@wakamatsu-office.com  
HP：www.wakamatsu-office.com

